

令和4年6月1日

# みんなの市税

編集・発行 福岡市財政局税制課 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

## 目次

- 1 税務証明書のオンライン申請ができます！
- 2 個人市県民税の申告書のオンライン提出ができます！
- 3 LINEで市税の納期限をお知らせします
- 4 市税に関する証明（所得証明等）について
- 5 市税の便利な納付方法のご案内
- 6 個人市県民税の住宅ローン控除の延長について
- 7 土地の固定資産税等の負担調整措置について
- 8 令和3年度中学生の「税についての作文」受賞者紹介
- 9 宿泊税の使い道について
- 10 市税に関するお問い合わせ先

## 行政手続きのデジタル化・オンライン化の取組み

福岡市では、行政手続きのデジタル化・オンライン化などのデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組みを積極的に進めており、新電子申請システムを使ってオンラインで利用できる行政手続きを順次増やしていきます。パソコンやスマートフォンからいつでも・どこでも簡単便利に手続きできます。

### 1 税務証明書のオンライン申請ができます！

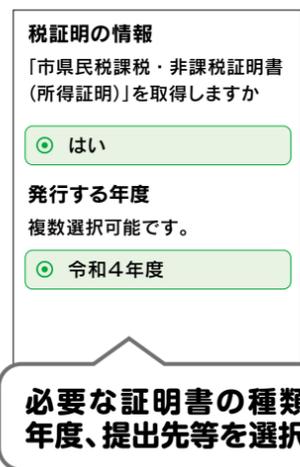
#### オンライン申請方法

##### ①アカウント作成・ログイン

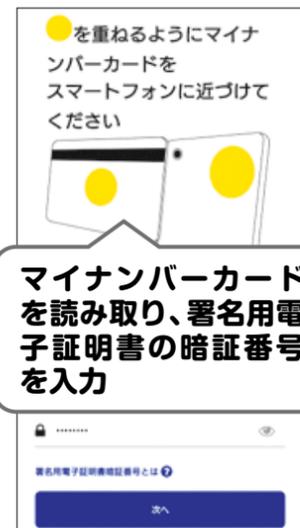


メール認証でも手続き可能

##### ②申請情報の選択



##### ③電子署名(マイナンバーカード)



##### ④決済(クレジットカード)



- 申請後最短翌日に証明書をお届け！
- 令和5年3月末までは、送付にかかる普通郵便料84円が無料！
- 窓口で申請するより手数料が50円安い！

オンライン申請についてはこちらから



福岡市 税務証明 オンライン

検索

### 2 個人市県民税の申告書のオンライン提出ができます！

#### オンライン提出方法



※オンライン提出にはマイナンバーカードが必要です。

- いつでも申告書の作成・提出ができる！
- 区役所への来庁や申告書を郵送する必要がありません！

オンライン提出についてはこちらから



福岡市 ネットで手続き

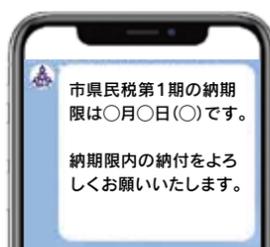
検索

福岡市 税額試算

検索

### 3 LINEで市税の納期限をお知らせします

福岡市LINE公式アカウントより、市税に関する情報を配信しています。友だち追加すると登録した税目の市税の納期限や税に関する手続きなどのお知らせが届きます。



#### 【設定方法】

- ①「受信情報」を選択
- ②「税金」を選択
- ③必要な情報を選択

福岡市LINE公式アカウントについてはこちらから  
LINEID:@fukuokacity



## 4 市税に関する証明(所得証明等)について

令和4年度の所得証明書は、個人市県民税が普通徴収の方及び公的年金からの特別徴収の方は6月13日(月)から発行します。(個人市県民税が非課税の方及び給与からの特別徴収の方は5月20日(金)から発行しています。)

### 1 証明を請求できる方

個人や法人の秘密に関わることで、原則として次の方に限られます。

- (1) 本人(相続人、納税管理人も含まれます。また、相続人等であることを証明する書類が必要です。)
- (2) 本人の委任状等を持参した人 **(ご家族の場合でも委任状が必要です。)**  
 ※委任状は作成日から3カ月以内のもの
- (3) 法人の代表者(代表者以外の方が請求される場合は法人印及び代表者の職印が必要です。)
- (4) 借地人、借家人(評価証明書の請求に限ります。賃貸借契約書及び賃借料の直近の領収書をご持参ください。)  
 ※転借人の場合は、必要な書類等が異なる場合があります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

オンラインでいつでもどこでも証明の請求ができます! 詳細は1面に記載しています。

#### 委任状の記載内容

(ご家族の場合でも委任状が必要です)

#### 委任状 見本

(代理人)  
住所  
氏名 (窓口に来られる方)

私は、上記の者を代理人と定め、次の証明書の請求及び受領を委任します。

- (1) 証明書の名称 ( ) 証明
- (2) 証明書の年度及び通数 ( ) 年度・( ) 通

福岡市( )区 長 様  
令和 年 月 日

(委任者)  
住所

本人署名

(委任者が法人の場合は押印)

※(代理人)…窓口に来られる方  
(委任者)…証明が必要な方

### 2 請求に必要な書類等

請求される方は、次のいずれかを必ずご持参ください。

請求される方	必要書類(本人確認書類)
個人	・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・住基カード(写真付) ・在留カード(外国人登録証)等 ・その他公的機関が発行した証明書
法人	・法人印及び代表者の職印 ・法人印及び代表者の職印が押印された申請書 ※印鑑に法人名がない場合や法人名の表記が異なる印鑑を利用される場合は、法人印の「印鑑証明書」をご持参ください。

※市税納付後おおむね2週間以内の間に納税証明書(滞納が無いことの証明書など)を請求される場合は、領収書や振替が確認できる通帳をご持参ください。

※個人の方の証明を委任状で請求される場合は、委任者の本人確認ができるもの(写し可)が必要です。

#### 税務証明交付申請書の記載内容

以下の必要事項を記載して請求してください。

- (1) 必要とする証明書 種類・年度・通数・使用目的
- (2) 現住所
- (3) 市外に転出された方は、福岡市にお住まいの時の住所
- (4) 証明書が必要な方の 氏名(フリガナ)
- (5) 生年月日
- (6) 屋間に連絡がとれる電話番号(連絡先)

### 3 証明の種類・手数料・担当窓口

証明書の種類	手数料	担当窓口
納税証明書 市税に係る徴収金に滞納が無いことの証明書 市県民税課税・非課税証明書(所得証明書) 固定資産公課証明書・評価証明書・ 無資産証明書	一件 300円 ※	・区役所 課税課 ※博多区は証明発行コーナー係 ・早良区入部出張所 ・西区西部出張所 ・天神証明サービスコーナー(市役所1階情報プラザ内) ・千早証明サービスコーナー(東区なみきスクエア内) ・市内34の郵便局(評価証明書及び無資産証明書を除く) ※上記証明書は居住(賦課)区以外の区役所等でもお取りいただけます。
軽自動車税(継続検査用)納税証明書	無料	

※オンライン申請の場合は250円。

### 4 郵便局での市税証明の発行

市内34の郵便局で、納税証明書などの証明(固定資産評価証明書を除く)を受け取ることができます。

ただし、取り扱いができるのは**請求者ご本人に限ります**。窓口では本人確認をしますので、**本人確認書類**(マイナンバーカードや運転免許証など) **をご持参ください**。

取扱郵便局	東 区		南 区	
		福岡東、和白、志賀島、西戸崎、香椎御幸、福岡唐原		福岡大池、福岡桧原、福岡老司、福岡柏原
	福岡八田、福岡流通センター内、福岡青葉、福岡高美台	城南区	城南、福岡堤、福岡田島三	
	博多区	板付、博多南、福岡小林、福岡雑餉隈、博多月隈	早良区	福岡四箇田団地、福岡野芥、脇山、福岡原五
	中央区	福岡小笹、福岡福浜	西 区	福岡香岐、北崎、周船寺、福岡能古、玄界島、元岡

### 5 証明の郵送請求

郵送で証明書を請求する場合は、下記(1)～(6)の書類等を同封の上、右記「福岡市税証明郵送請求センター」宛に請求してください。

- (1) 税務証明交付申請書(記載内容は右上参照)
- (2) 手数料(郵便局の定額小為替)
- (3) 返信用封筒(宛先を記入し切手を貼付してください。)
- (4) 請求者の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)の写し
- (5) 委任状(代理の方が請求される場合)
- (6) 委任者の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)の写し(代理の方が請求される場合)

〒812-8512

福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号  
博多区役所 9階

**福岡市税証明郵送請求センター**  
電話番号：292-2069

(午前8時45分～午後5時30分 土日祝日、年末年始を除く)



税務証明交付申請書は福岡市ホームページからダウンロードできます。「税務証明交付申請書」で検索してください。

福岡市 税務証明交付申請書

検索

## 5 市税の便利な納付方法のご案内

### 「口座振替」は納付のうっかり忘れがなく安心です

口座振替とは、市税を納期ごとに指定した預貯金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。

- メリット
- ① **安心** … 納付忘れを防げます！
  - ② **便利** … 金融機関に出かける必要がありません！
  - ③ **安全** … 現金を持ち歩く必要がありません！

#### 申込手続き(新規・変更)

▶ **郵便** 「口座振替依頼書」に必要事項を記入、金融機関登録印を押印のうえポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されています。(軽自動車税を除く)

▶ **インターネット** ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して手続きができます。

申し込み方法など詳細については福岡市ホームページをご覧ください。か、納税管理課(連絡先は4面参照)へお問い合わせください。

#### 利用できる税目

- 個人市県民税(普通徴収)
- 固定資産税(償却資産)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)

福岡市 市税インターネット口座振替 検索



インターネット口座振替専用サイトについてはこちらから

### キャッシュレスで いつでも どこでも 納付できます!



利用方法等の詳細についてはこちらから

福岡市税 納付方法 検索



## 6 個人市県民税の住宅ローン控除の延長について

所得税において住宅ローン控除の適用を受けている方で、所得税から控除しきれない金額がある方は、一定額を個人市県民税から控除できます。対象は令和7年まで(従前は令和4年まで)に入居された方です。個人市県民税での手続きは不要です。

所得税での手続きや控除の内容(省エネ性能の高い認定住宅等の借入限度額が上乗せされるなどの改正がされています)に関するお問い合わせは各税務署にお願いします。

(例)

	税額 (控除前)	住宅ローン控除額 (住宅借入金等特別控除可能額)	税額 (控除後)
所得税	4万円	10万円	0円
個人市県民税	8万円	6万円	2万円

10万円から所得税で控除した4万円を引いて、残った6万円を個人市県民税から控除

## 7 土地の固定資産税等の負担調整措置について

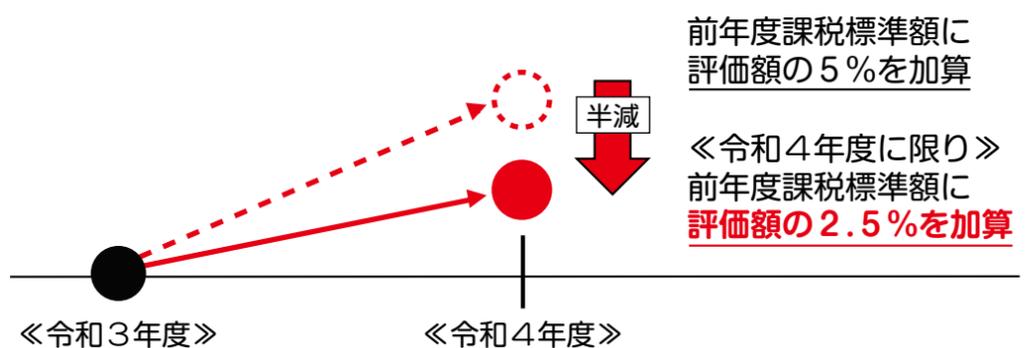
土地の固定資産税・都市計画税は、評価額の上昇による急激な税負担の増加を避けるため、負担調整措置が取られていますが、令和3年度は多くの土地で税額を据え置く特別な措置が取られました。

令和4年度は、特別な措置がないため、令和3年度に特別な措置の対象となっていた土地は税額が増加することになります。

ただし、商業地等(※)については、令和4年度に限り税額の上昇幅を半減させる措置が取られています(右図参照)。

※商業地等とは、店舗・事務所などの敷地や有料駐車場など

商業地等について、地価上昇により税額が増加する場合



※住宅用地、農地等については、従来どおり  
 ※都市計画税も同様

## 8 令和3年度中学生の「税についての作文」受賞者紹介

### 福岡市長賞

「次は私が」

福岡市立早良中学校3年  
入澤 寿羽 さん

「税金の使い道」

福岡市立春吉中学校3年  
三浦 悠佳 さん

「弟の相棒」

福岡市立高取中学校3年  
浅井 楓 さん

「誰かのため、  
自分のために…」

福岡市立高取中学校3年  
吉野 慧 さん

「税について」

福岡市立博多中学校3年  
石井 彰悟 さん

## 9 宿泊税の使い道について

宿泊税は九州のゲートウェイ都市としての機能や観光の魅力をさらに高めるために活用しています。



北崎地区の美化された歩道



博多駅筑紫口 エスカレーター



エリア散策用壁面マップ(祇園駅)



宿泊税の  
使い道の詳細は  
こちらから  
(PDFデータ)

## 10 市税に関するお問い合わせ先

各区役所の窓口	課(係)の名称、主な業務				課(係)の名称、主な業務			
	区名	電話番号	FAX番号	区名	電話番号	FAX番号		
<b>課税課(管理係)</b> ・市税に関する証明の発行・交付 ※博多区は証明発行コーナー係 ・軽自動車税(種別割)の課税 ・申告などの手続き(原付バイク等の車両登録や廃車の手続き)	東区	645-1021	632-4970	<b>課税課(固定資産税土地係・家屋係)</b> ・固定資産税(土地・家屋)・都市計画税の課税 ・字図(地番現況図)・路線価図・名寄帳の閲覧	東区	645-1031	632-4970	
	博多区	419-1022	476-5188		博多区	419-1032	476-5188	
	中央区	402-0799	402-1190		中央区	718-1045	714-4231	
	南区	718-1049	714-4231		南区	559-5051	511-3652	
	城南区	559-5031	511-3652		城南区	833-4036	841-2145	
	早良区	833-4024	841-2145		早良区	833-4326	841-2185	
	西区	833-4318	841-2185		西区	895-7019	883-8565	
西区	895-7013	883-8565						
<b>課税課(市民税係)</b> ・個人の市県民税の申告、課税(普通徴収、公的年金からの特別徴収)	東区	645-1026	632-4970	<b>納税課</b> ・個人市県民税や固定資産税、軽自動車税(種別割)の納税相談 ・上記税目の滞納に関すること	東区	645-1022	632-4970	
	博多区	419-1027	476-5188		博多区	419-1023	476-5188	
	中央区	718-1038	714-4231		中央区	718-1028	714-4231	
	南区	559-5041	511-3652		南区	559-5169	511-3652	
	城南区	833-4032	841-2145		城南区	833-4026	841-2145	
	早良区	833-4320	841-2185		早良区	833-4317	841-2185	
	西区	895-7017	883-8565		西区	895-7014	883-8565	

博多区役所9階	課(係)の名称、主な業務		電話番号	FAX番号
	納税管理課(収納管理センター)	・市税の口座振替手続き、過誤納金の還付	292-2093	
	福岡市税証明郵送請求センター	・市税に関する証明の郵送・オンラインによる請求	292-2069	292-4112
	特別滞納整理課	・給与から特別徴収される個人市県民税や法人市民税等の納税相談 ・上記税目の滞納に関すること	292-3124	
	法人税務課	・給与から特別徴収される個人市県民税の課税 ・法人市民税の課税	292-3259 292-3249	292-4173
資産課税課	・固定資産税(償却資産)の課税	292-2479		
	・事業所税や市たばこ税、入湯税の課税	292-2486	292-4187	
	・宿泊税の課税	292-2496		

※納税管理課、特別滞納整理課、法人税務課、資産課税課については、令和4年2月に博多区役所9階へ移転しています。

市役所の窓口	課(係)の名称、主な業務		電話番号	FAX番号
	納税企画課	・市税の収納・税務証明・滞納整理等にかかる企画、クレジット納付全般	711-4206	
	課税企画課	・市税の課税にかかる企画	711-4207	733-5598
税制課	・市税の制度、市税の予算・決算、税務広報、市税の不服申立審査	711-4202		

市税に関するさまざまな情報は福岡市ホームページからもご覧いただけます。



福岡市 市税

検索

最後までお読みいただきまして  
ありがとうございます。

わかりやすい広報紙づくりの参考とするため  
ご感想やご意見をお寄せください。

発行・編集

福岡市財政局税制課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号  
TEL:711-4202 FAX:733-5598  
E-Mail: zeisei.FB@city.fukuoka.lg.jp